

用語の定義

IAEA：International Atomic Energy Agency 国際原子力機関

IAEA は、原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的とする。原子力の平和的利用に関する科学上および技術上の情報交換を促進するなどの権限を有する。1956 年国連の IAEA 憲章採択会議において IAEA 憲章草案が採択され、1957 年 7 月 29 日、IAEA 憲章は所要の批准数を得て発効し、IAEA が発足した。

ICRP：International Commission on Radiological Protection 国際放射線防護委員会

専門家の立場から放射線防護に係る勧告をする国際的な学術組織。ICRP が出す勧告（ICRP Publication）は、IAEA の国際安全基準（BSS）や世界各国の放射線障害防止に関する法令の基礎とされている。1928 年に開かれた国際放射線医学会総会で前身となる国際 X 線・ラジウム防護委員会が発足し、1950 年に国際放射線防護委員会（ICRP）に改称された。

ALARA：As Low As Reasonably Achievable

ICRP が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念。「すべての被ばくは社会的、経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである」という基本精神に則り、被ばく線量を制限することを意味している。

教育訓練と研修

管理者の責任として、獣医療法施行規則第 16 条の 2 に、放射線診療従事者等（用語参照）に対し、初めて管理区域に立入る前、および管理区域に立入ったあとは、1 年以内に教育訓練を施すこととされている。また、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に従事する担当獣医師に対し、初めて診療を行う前およびその後 3 年ごとに継続研修を受けさせるとされている。放射線障害防止法（用語参照）に係る者に対しては、免除されている。

線量拘束値

ICRP 1990 年勧告で導入した概念で、ある線源に対する放射線防護策を検討する場合に、その線源からの被ばく線量をできる限り低く（最適化）するための目標となる制限値のことである。線量限度は、規制の対象となる関連するすべての行為による個人の被ばく線量の合計についての限度であるのに対し、線量拘束値は、ある計画された行為に関係する特定の線源により与えられる線量の制限値に用いられるものである。例えば、ある公衆に対して、複数の事業所の計画された活動が被ばくを与える場合に、その公衆の線量限度である 1 mSv/年をある割合でそれぞれの事業所で割り振り制限を行うが、その割り振り値が線量拘束値である。わが国では、「抑制すべき線量」（用語参照）として使われている場合もある。

実効線量限度

各臓器や組織の放射線感受性に応じて荷重係数を定め、放射線を受けた臓器毎の等価線量（用語参照）に荷重係数を乗じ、それらを合計したものが実効線量である。実効線量限度は、獣医療法施行規則において、常時立入る場所については、1 週間につき 1 ミリシーベルト、管理区域の境界に対しては 3 月間で 1.3 ミリシーベルト、事業所の境界又は人が居住する区域においては 3 月間につき 250 マイクロシーベルト、および作業員に対しては 5 年で 100 ミリシーベルト、1 年間に 50 ミリシーベルト等が規定されている。

獣医療用放射性汚染物

獣医核医学診療に伴い発生する放射性廃棄物であり、液体、気体、固体の 3 つに分類される。液体および気体の放射性廃棄物は、獣医療法施行規則に記載された規制濃度以下に処理し、下水道および大気中

に処分することができる。

しかし、獣医療法施行規則では、固体の放射性廃棄物は減衰保管後に、農林水産大臣が指定した業者へ処理を委託することと規定されている。

なお、 ^{18}F FDG を用いた陽電子断層撮影に伴う放射性廃棄物は、農林水産省の告示（第 236 号）に定められた規定を遵守することで、一般獣医療用廃棄物として処分することができる。

電離則

電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）の略称。労働安全衛生法および労働安全衛生法施行令の規定に基づき、放射線障害から労働者を保護するため、もっぱら労働者の保護とその地位向上を図ることを目的とするもの。

等価線量限度

眼・皮膚等の特定組織の障害発生を防止するために定められた線量限度。等価線量限度は、次のように獣医療法施行規則で決められている。眼の水晶体；1 年当たり 150 ミリシーベルト、皮膚；1 年当たり 500 ミリシーベルト (mSv/年)、妊娠中の女子の腹部；2 ミリシーベルト (mSv)。

放射性医薬品

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品のうち、放射線を放出する医薬品であり、製造販売の承認を受けたもの。

放射線管理責任者

施設の管理者が、診療用放射性同位元素または陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する場合に、放射線障害の防止について監督させるために選任した第 1 種放射線取扱主任者の免状を持つ、常勤の獣医師。

放射線障害防止法

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）の略称。放射線障害防止法は、放射性同位元素、放射線発生装置および放射性同位元素によって汚染された物の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的としている。

放射線診療従事者等

獣医療法施行規則第 13 条に、「エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素または陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であって管理区域に立入るものをいう。」と規定される。具体的には「担当獣医師」、「診療補助者」、「管理区域内の専任の清掃者」、「管理区域内に常時立入る者」を指す。

抑制すべき線量

わが国の法令において線量拘束値という語句が定義されていないため、線量拘束値の概念を「抑制すべき線量」として規定した。職業としてではなく、自発的な成人である介護者・介助者に対し 1 行為あたり 1 ミリシーベルトを推奨する。